柏原市

入札参加資格審査申請　共通要領

令和8年12月1日(火)
受付開始

令和9年1月15日(金)まで　※締切日発送分有効

申請は、電子申請及び郵送（簡易書留又は一般書留等の配達記録が残るもの※レターパック可）の両方が必要です。

問い合わせ先

TEL　072-972-1730　　柏原市　財務部　契約検査課

※土日、祝日、12月29日(火)～令和9年1月3日(日)を除く、午前9時から正午、午後1時から午後4時30分まで

ウェブサイト　https://www.city.kashiwara.lg.jp/docs/2026080500047/

１．申請概要

⑴　柏原市（病院事業を含む）が発注する入札等に参加ご希望の方は、２年に１回「入札参加資格審査申請書」を提出し、入札参加有資格者名簿に登録される必要があります。※柏原市発注の担当課は財務部契約検査課、病院事業発注の担当課は病院事務局医事総務課です。

⑵　種目は「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等業務」、「物品購入・役務提供」の３種目から複数選べます。

⑶　種目ごとに審査があり、資格条件をすべて満たした者が有資格者となり、この共通要領に記載された誓約事項等（別紙１・別紙２）に同意したものとみなされます。

⑷　この申請に関し知り得た情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき、本市の契約事務においてのみ利用されます。ただし、入札参加有資格者となった者は、有資格者名簿に登載し、商号又は名称、所在地、電話番号等を柏原市ウェブサイトにて公表します。

⑸　受付期間（電子申請及び郵送）は、令和８年１２月１日（火）から令和９年１月１５日（金）までとなります。※締切日に発送したものは、有効とします。

なお、受付締切日を過ぎて発送された申請書類は、受け付けいたしません（郵送途中の事故など申請者の責によらない理由による場合も同様とします）。

⑹　インターネット（LoGo フォーム）を利用した業者受付システムによる電子申請と郵送（簡易書留又は一般書留等）での差し出しの両方を行ってください。

※窓口での受付は一切行っていません。

⑺　受付状況は柏原市ウェブサイトにて随時公表します。

⑻　書類の不足、内容に不備がある場合は、申請担当者へ連絡を入れます。ただし期限までに不足（修正）書類の提出（電子申請及び郵送）がない場合は、申請を無効とし有資格者とはなれません。

⑼　資格要件を満たさない等の理由で受付できない申請書類は、申請者の料金負担（着払い）にて返送いたします。

⑽　入札参加有資格者に登録された方は、入札参加有資格者名簿に登載し、令和９年３月３１日（水）午後１時（予定）より柏原市ウェブサイトにて公表します。

なお、有効期間は、令和９年４月１日から令和１１年３月３１日までの２年間となります。

２．希望できる３種目

「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等業務」、「物品購入・役務提供」の３種目です。希望される種目により、資格等の条件が必要となりますので、ご注意ください。

なお、希望は３種目のうち複数選べます。

※樹木剪定や草刈等の作業業務における業者選定は、「建設工事」の種類の「造園工事」から行います（発注自体は「建設工事」ではない）。

●種目

<table>
<tr><th>種　目</th><th>建設工事</th><th>測量・建設コンサルタント等業務</th><th>物品購入・役務提供</th></tr>
<tr><td>資格等</td><td>建設業の許可等</td><td>登録、免状、資格等</td><td>認定、許可、届出等</td></tr>
<tr><td>電子入札</td><td>有</td><td>有</td><td>無</td></tr>
<tr><td>希望業種
（市内
・準市内）</td><td>第３希望まで</td><td rowspan="2">第１希望のみ
※土木関係建設コンサルタントを希望した場合は登録部門の中から、詳細業種を第１希望から第３希望まで</td><td rowspan="2">（物品購入）
第６希望まで
（役務提供）
第６希望まで
※指名は希望業種順となります。</td></tr>
<tr><td>希望業種
（市外）</td><td>第１希望のみ</td></tr>
</table>

注記１：上記の資格等は、必ず有効期限内であること。

注記２：建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札は、原則、電子入札で実施します。電子入札に参加を希望する方は、種目ごとの IC カードが必要となります。　詳しくは⇒ https://www.nyusatsu.ebid-osaka.jp/

注記３：希望業種は２年間変更および追加はできませんので、あらかじめご了承ください。ただし、許可（登録）等が喪失したことにより、希望業種を削除することは可能ですので、その際は変更届を提出してください。

注記４：建設工事において、経常工事共同企業体では申請できません。

注記５：建設工事を希望された方は、申請時に提出された建設業法第２７条の２３の規定に基づく経営事項審査の総合評定値（P 点）を基準に格付けを行います。

（格付対象業者）：市内・準市内業者

（格付対象業種）：土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、電気工事、管工事、造園工事、塗装工事

申請者の区分については、次のとおりです。

（建設工事）

地域区分	詳細説明	地域・地区割の説明
市内業者	本市内に、建設業法第３条第１項に基づく主たる営業所（本店）を有する者	【柏原地区】柏原市内にある大和川を境に北側地域に主たる営業所又その他の営業所を有する者
準市内業者	本市内に、建設業法第３条第１項に基づくその他の営業所を有する者	【国分地区】柏原市内にある大和川を境に南側地域に主たる営業所又その他の営業所を有する者
市外業者	上記、市内業者及び準市内業者以外の者	府内、府外の地区割りはありません。

注記１：市内・準市内業者については、必要に応じて営業所の実態調査を行う。必ず公衆の見やすい場所に、建設業法第 40 条による標識を掲げること。なお営業所の実態が確認できない場合は、監督官庁等へ通報する。

（測量・建設コンサルタント等業務、物品購入・役務提供）

地域区分	詳細説明
市内業者	本市内に、商業登記されている主たる営業所（本店）を有する者、住民基本台帳に記録されている者（個人事業主）又は、営業に係る許可・登録がある主たる営業所を有する者
準市内業者	本市内に、商業登記されている他の営業所を有する者又は、営業に係る許可・登録があるその他の営業所を有する者
市外業者	上記、市内業者及び準市内業者以外の者

注記１：主たる営業所とその他の営業所からの複数申請はできません。（本店と営業所の双方から申請することはできません。）

注記２：代表者（または受任者）が同じ方で別会社から申請することは可能ですが、同じ入札案件等には参加できないことがあります。

３．申請の手順

⑴電子申請

希望する業種の LoGo フォームに提出書類一式を添付してください。

なお、今回から納税証明書や登記簿謄本、印鑑証明書等についてもデータ添付をお願いします。

⑵郵送（配達記録が残る簡易書留または一般書留等※レターパック可）

入札参加資格審査申請書、印鑑証明書を※１※２提出してください。**提出書類は、折り曲げたり、穴をあけたりせずに**「Ａ４判」以上の封筒に入れ、表に「入札参加資格審査申請書類在中」と大きく朱書きの上、受付期間内に郵送してください。

※１　建設工事を希望する方は、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」についても郵送提出してください。

※２　建設工事を希望する方で、建設業の許可（業種不問）を有し、災害等発生時において市管理施設の復旧活動等に協力していただける方は、「災害等発生時における柏原市及び柏原市病院事業の管理施設復旧に関する応援協定書」（押印済み：３部）についても郵送提出してください。

４．提出書類

No.	申請に必要な添付書類			提出	工事	業務	物品
1	**入札参加資格審査申請書** （工事：第1-1号・第1-2号、業務：第1-1号・第1-2号・第1-3号、物品：第1-1号・第1-2号・第1-3号・第1-4号） ※両面コピー（短辺綴）し、折り曲げず、穴を開けない。			紙 データ	◎	◎	◎
2	**電子入札パスワード申請書** 新規業者のみ。※登録番号欄を空白にして提出してください。			紙	△	△	－
3	**経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書** 審査基準日が令和７年6月１６日以降のもの			紙 データ	◎	－	－
4	**災害等発生時における柏原市及び柏原市病院事業の管理施設復旧に関する応援協定書** 被災施設の復旧活動等に協力していただける方のみ。※押印済みのものを、３部提出。			紙	△	－	－
5	**許可（登録）証明書** 工事の場合は、建設業許可証明書又は建設業許可通知書			データ	◎	△	△
6	**営業所一覧表**（第２号） 建設業法上の営業所に限る。また、主たる営業所以外の営業所が無い場合は提出不要。※独自様式でも可。			データ	△	△	－
7	**直近１０年間（２年間）の官公庁等の実績表**（第３号） ※独自様式でも可。			データ	△	△	－
8	市内・準市内業者のみ	**技術者名簿**（第４号） ※独自様式でも可。業務は市外業者も提出が必要。		データ	○	○	－
		柏原市内の営業所（事務所）所在地（写真）・位置図 （工事：第５号、業務：第５号、物品：第２号）※独自様式でも可。		データ	○	○	○
		合格証明書	建築機械施工技士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士、造園工事施工管理技士	データ	○	－	－
		登録証免状	建築士、技術士	データ	○	－	－
		合格証書	職業能力開発促進法による技術検定	データ	○	－	－
		認定書	建設業法第７条第２号ハ又は第15条第２号ハによる建設大臣技能認定者	データ	○	－	－
		資格者証	監理技術者	データ	○	－	－
9		法人等	個人事業(営業)				
		《市税》 **納税証明書（未納のない証明）** ※直近（おおむね１０日以内）に市税を納めた場合は、納税の確認ができないことがあるため、領収証を納税課へ持参。		データ	○	○	○
10	全業者	《国税》 **法人税・消費税（証明様式その3の3）**	《国税》 **所得税・消費税（証明様式その3の2）**	データ	◎	◎	◎
11		**履歴事項全部証明書（登記簿謄本）**	**住民票**	データ	◎	◎	◎
12		**印鑑証明書** 複写の際に拡大、縮小したものは不可		紙 データ	◎	◎	◎
13		**直近決算の財務諸表** 貸借対照表及び損益計算書	**確定申告書** 財務諸表でも可	データ	◎	◎	◎
14	**経営規模総括表** 作成している場合のみ			データ	－	△	－

注記１：　工事は「建設工事」、業務は「測量・建設コンサルタント等業務」、物品は「物品購入・役務提供」を表す。
注記２：　◎は必ず提出、○は該当する場合は必ず提出、△は必要に応じて提出すること。
注記３：　No.１、No.２、No.４は押印した原本を提出すること。それ以外は、写しの提出でも可。
注記４：　No.５、No.９～１２は、令和８年９月１日以降に発行したものとすること。ただし、No.５における許可通知書は有効期限内のものでも可。
注記５：　国税の納税証明書は e-Tax にて請求可能です。
注記６：　返信用封筒は不要です(返信をしません)。受付状況は柏原市ウェブサイトで随時公表します。
注記７：　柏原市の納税証明書(未納のない証明書)は柏原市ウェブサイトから電子申請が可能です。詳しくは柏原市ウェブサイト(https://www.city.kashiwara.lg.jp/docs/2014063000059/)をご参照ください。

５．申請先

【電子申請】必ず１種目ごとに申請してください。

〇種目別入札参加資格審査電子申請書提出フォーム（LoGo フォーム）

【建設工事】市内業者・準市内業者用

https://logoform.jp/f/cry96

【建設工事】市外業者用

https://logoform.jp/f/ZkJaw

【測量・建設コンサルタント等業務】市内業者・準市内業者用

https://logoform.jp/f/ii4i7

【測量・建設コンサルタント等業務】市外業者用

https://logoform.jp/f/xz7Xp

【物品購入・役務提供】市内業者・準市内業者用

https://logoform.jp/f/wwKLG

【物品購入・役務提供】市外業者用

https://logoform.jp/f/sSlHA

【再提出・追加資料添付用】

https://logoform.jp/f/ZZ1n1

インターネット接続環境がない等のやむを得ない場合に限り、郵送のみの受付けを可としますが、その場合は理由書（様式は問いません）を同封してください。

【郵送】

〒582-8555

大阪府柏原市安堂町１番５５号

柏原市役所　財務部　契約検査課

〇〇〇〇〇〇〇　係

【入札参加資格審査申請書類在中】

申請種目を記載すること
・建設工事
・測量・建設コンサルタント等業務
・物品購入・役務提供

【注意１】複数種目を申請される場合においても、種目ごとに提出書類を分けて郵送してください。

【注意２】行政書士が申請書類を作成し、直接申請書類を送付する場合は、必ず封筒の表に、「（登録業者名）・入札参加資格審査申請書類在中」と記載し、提出してください。

■誓約事項について

別　紙　1

入札参加資格審査申請をされる方は、下記の誓約事項を確認し、全て了承したうえで、手続きをしてください。有資格者となった場合は、下記の誓約事項について同意したものとします。

記

１．地方自治法施行令第１６７条の４第１項（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しません。

２．法令等の規定により、営業又は事業について免許、許可又は登録を要する場合において、当該免許、許可又は登録等を受けています。

３．国税、地方税の滞納はありません。
　また、上記等の税については、今後いかなる理由を問わず、滞納等のない様に努めます。

４．入札参加資格の審査期間中、柏原市税の納入状況及び申告状況を柏原市が調査し、その調査結果を資格審査事務等に利用することを承諾します。

５．柏原市暴力団排除条例(平成２５年柏原市条例第２７号)第２条第７号に規定する暴力団員又は同条第８号に規定する暴力団密接関係者ではありません。

６．本共通要領及び各入札参加資格審査申請書提出要領に記載の内容及び市が公開する情報等を全て理解したうえで、申請しています。

以上の全ての誓約事項に相違ありません。相違があった場合、入札参加資格を取消されても異議申し立てを行いません。

また、柏原市暴力団排除条例により排除措置を受けた場合及び柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱により指名停止等の措置を受けた場合には、各条例及び要綱に基づき商号等が公表されることに同意します。

別　紙　２

■指名停止の措置等について

有資格者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合においては、当該資格を取消し、又はその事実があった日から最長３年間の指名停止とすることがあります。

また、代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。

記

１．契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

２．競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者。

３．落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

４.地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督員又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。

５．正当な理由がなく、契約を履行しなかった者。

６.前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

７．入札参加資格審査申請にあたり、虚偽の記載又は誓約事項に反した者。

８．その他、柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱に該当するすべての者。